

諮問番号：令和4年度諮問第 7号
答申番号：令和4年度答申第21号

答 申 書

第1 審査会の結論

〇〇〇〇〇〇保健福祉センター所長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人に対して令和2年12月17日付けで行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める審査請求（以下「本件審査請求」という。）は、棄却すべきである。

第2 審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人

(1) 本件処分において、審査請求人に対しては60,466円が支給されたが、この金額は、本件申立外審査請求（令和4年度諮問第5号）の審査請求人で、本件審査請求の代理人（以下「代理人」という。）より、6,840円少なく、また、代理人の障害者加算26,810円は現実的に機能していないので差し引くと、審査請求人の分は33,650円ほど不足している。

現実の話として、60,466円で電気・ガス・水道・通信費・自治会費を考えれば食費に割り当てられる金額はいくらなのか。支給額60,466円では、夏はエアコンをほぼ使えない。

国が保証する「最低限の生活」は、高僧のような修行を目指せばいいのか。本来は、少しの我慢と節約で送れる生活が「最低限の生活」だと感じる。

(2) 厚生労働省が発表している「令和元年賃金構造基本統計調査結果（初任給）」によると、高卒女性の初任給は164,600円であり、仮に最低限の生活を高卒初任給レベルとするならば、生活扶助額との差額が57,870円発生する。つまり、生活保護では高卒初任給にも届かない費用での苦しい生活を強いられていると言える。

(3) この差を少しでも埋めるべく、本件処分の審査の見直しを求める。

2 審査庁

本件審査請求は、棄却すべきである。

第3 審理員意見書の要旨

1 審理員意見書の結論

本件審査請求は、棄却されるべきである。

2 審理員意見書の理由

(1) 本件処分についてみると、処分庁は、令和3年1月分保護費について、令和2年12月に算定した期末一時扶助費を削除する変更を行ったことが認められる。

これに対し、審査請求人は、生活扶助額が代理人より6,840円少ないこと、代理人の障害者加算26,810円は現実的に機能していないので差し引くと、審査請求人分は33,650円ほど不足していること、国が保証する最低限の生活は、少しの我慢と節約で送れる生活であること、生活保護では高卒初任給にも届かない費用での苦しい生活を強いられること等から、支給額の見直しを求める旨を主張している。

しかしながら、法第1条、法第4条第1項、第5条及び法第8条及び生活保護法による保護の基準（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）のとおり、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。

また、保護基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するにたりるものでなければならないものとされ、何が健康で文化的な最低限度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的的な裁量に委されているものとされている（最高裁判決昭和42年5月24日最高裁判所民事判例集第21巻5号1043頁）。

本件処分は、保護基準に基づき、期末一時扶助費を削除した上で、審査請求人の基準生活費71,900円、介護保険料加算2,700円、地区別冬季加算2,630円及び住宅扶助費29,500円の合計106,730円を算定し、生活保護法による保護の実施要領について（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第8の3（2）ア（ア）及び生活保護法による保護の実施要領について（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第8の1（4）アのとおり、審査請求人が受給する年金9,376円及び年金生活者支援給付金4,688円を収入として認定し、代理納付する住宅扶助費29,500円及び介護保険料2,700円を差し引いた額60,466円を支給するものであり、違算はなく、判断及び手続に誤りは認められない。

(2) 以上のとおり、本件処分は、法令及び法令に基づく保護基準に則ってなさ

- れた処分にすぎず、本件処分には違法又は不当な点は認められない。
- (3) 他に本件処分に違法又は不当な点は認められない。

第4 調査審議の経過

- 令和4年6月17日 諮問書の受領
令和4年6月21日 審査関係人に対する主張書面等の提出期限通知
主張書面等の提出期限：7月5日
口頭意見陳述申立期限：7月5日
令和4年7月14日 第1回審議
令和4年8月10日 第2回審議

第5 審査会の判断の理由

1 法令等の規定

- (1) 法第1条は、法の目的として、「この法律は、日本国憲法第25条に規定する理念に基き、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする。」と定めている。
- (2) 法第3条は、「この法律により保障される最低限度の生活は、健康で文化的な生活水準を維持することができるものでなければならない。」と定めている。
- (3) 法第4条第1項は、保護の補足性の原則を定め、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とし、同条第2項は、「民法（明治29年法律第89号）に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。」と定めている。
- (4) 法第5条は、「前4条に規定するところは、この法律の基本原理であつて、この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基づいてされなければならない。」と定めている。
- (5) 法第8条第1項は、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とし、同条第2項は、「前項の基準は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別その他保護の種類に応じて必要な事情を考慮した最低限度の生活の需要を満たすに十分なものであつて、且つ、これをこえないものでなければならない。」

と定めている。

そして、法第1条及び第3条の基本原理に基づき、法第8条第1項及び第2項の規定を受けて、厚生労働大臣は保護基準を定めている。

- (6) 生活保護の基準額について、保護基準の別表第1の第1章は、年齢別、地域別等に区分した基準生活費の額を定めており、12月の基準生活費の額には、期末一時扶助費を加えることとされている。

処分庁管区域内の令和2年12月における審査請求人世帯（単身世帯）の期末一時扶助費の額は14,160円である。

処分庁所管区域内の本件処分時における審査請求人世帯（単身世帯）の居宅基準の基準生活費の額は71,900円、地区別冬季加算額は2,630円である。

- (7) 保護基準の別表第1の第2章の7は、「介護保険料加算は、介護保険の第一号被保険者であって、介護保険法第131条に規定する普通徴収の方法によって保険料を納付する義務を負うものに対して行い、その加算額は、（中略）納付すべき保険料の実費とする。」と定めている。

- (8) 保護基準の別表第3の2は、「家賃、間代、地代等については、当該費用（中略）は、都道府県又は（中略）指定都市（中略）若しくは（中略）中核市（中略）ごとに、厚生労働大臣が別に定める額の範囲内の額とする。」と定めている。

- (9) 次官通知第8の3(2)ア(ア)は、「恩給、年金、失業保険金その他の公の給付（地方公共団体又はその長が条例又は予算措置により定期的に支給する金銭を含む。）については、その実際の受給額を認定すること。（後略）」と記している。

なお、次官通知は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定による処理基準（以下「処理基準」という。）である。

- (10) 局長通知第8の1(4)アは、「恩給法、厚生年金保険法、船員保険法、各種共済組合法、国民年金法、児童扶養手当法等による給付で、1年以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次回の受給月の前月までの各月に分割して収入認定すること。」と記している。

なお、局長通知は、処理基準である。

2 認定した事実

審査庁から提出された諮問書の添付書類（事件記録）によれば、以下の事実が認められる。

- (1) 昭和56年1月1日付けで、処分庁は、審査請求人に対して、法による保

護を開始した。

- (2) 令和2年6月1日付けの審査請求人宛ての「年金振込通知書」には、令和2年6月から同年12月の偶数月に支給される各期支払額のうち「年金支払額」と「控除後払込額」の欄のいずれにも18,752円と記載されている。

また、令和2年6月1日付けの審査請求人宛ての「年金生活者支援給付金支援金額改定通知書」には、令和2年4月分からの「支給金額(月額)」の欄に4,688円と記載されている。

- (3) 令和2年12月17日付けで、処分庁は、同年12月分の保護費に認定した期末一時扶助費(14,160円)を令和3年1月分の保護費には計上しないことにより、保護費が変更となる内容の本件処分を行った。

なお、本件処分の保護決定通知書には、審査請求人の生活扶助費(基準額)は71,900円、介護保険料の加算額は2,700円、冬季加算額は2,630円、住宅扶助額は29,500円、合計額は106,730円と、収入充当額は14,064円と、代理納付額は32,200円と、支給額は60,466円と記載されている。

- (4) 令和3年1月6日付けで、審査請求人は本件審査請求を行った。

3 判断

- (1) 本件処分は、処分庁が令和2年12月分の保護費に認定した期末一時扶助費を令和3年1月分の保護費には認定しないことから、令和2年12月に支給した期末一時扶助費分の支給額を減額する変更を行うものである。

期末一時扶助費は、前記1(6)のとおり、12月分の生活扶助額(基準額)に加えて支給されるものであるから、処分庁が令和3年1月分の保護費に期末一時扶助費を支給しなかったのは、前記1(5)のとおり、法第1条及び第3条の基本原則に基づき、法第8条第1項の規定により、厚生労働大臣が定めた保護基準に則ってなされたものであり、処分庁の手續に不合理な点は認められない。

- (2) 審査請求人は、国が保証する「最低限の生活」は、本来は少しの我慢と節約で送れる生活が「最低限の生活」であるとして、高卒女性の初任給(令和元年度164,600円)程度の生活扶助費が必要である旨主張する。

しかしながら、前記1(1)、(3)及び(5)のとおり、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとされている。

また、保護基準は、憲法の定める健康で文化的な最低限度の生活を維持するに足りるものでなければならないものとされ、何が健康で文化的な最低限

度の生活であるかの認定判断は、厚生労働大臣の合目的的な裁量に委ねているものとされている。

したがって、審査請求人の主張は採用できない。

- (3) さらに、前記1(9)、(10)の次官通知及び局長通知には、年金その他の公の給付の収入についての取扱いが示されており、年金及び年金生活者支援給付金は、実際の収入額を各月に分割した上で、収入として認定することとされている。

そうすると、本件処分は、保護基準に基づき、審査請求人の基準生活費71,900円、介護保険料加算2,700円、地区別冬季加算2,630円及び住宅扶助費29,500円の合計106,730円を算定した上で、そこから、審査請求人が令和2年12月期に受給した年金のうち1か月分である9,376円及び年金生活者支援給付金4,688円を収入として認定し、処分庁が代理納付する住宅扶助費29,500円及び介護保険料2,700円を差し引いた額60,466円を支給するものであり、処分庁の算定に違算はなく、判断及び手続に誤りは認められない。

- (4) 以上のとおり、本件処分は、法令等の定めに従って行われたものであるため、本件審査請求は、棄却されるべきである。

大阪府行政不服審査会第1部会

委員(部会長) 谷口 勢津夫

委員 西上 治

委員 濱 和哲